

くらし百科

「日本年金機構」が平成22年1月1日からスタートします！

☎は問い合わせ先です

平成22年1月1日から、「社会保険庁」を廃止し、新たに公的年金業務の運営を行う民間法人として「日本年金機構」がスタートします。

「日本年金機構」は、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金にかかる一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など）を担います。

●現在の社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用できます。変更に伴う手続きなどは不要です。

●「公的年金制度」の制度として、その財源や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

■国民年金保険料を納めた方へ
控除証明書を送付していただきます
年末調整や確定申告の際に必要な「社会保険料（国民年金保

険料）を、11月上旬に社会保険庁から被保険者の皆さまに郵送しています。

なお、10月1日以降、本年になって初めて国民年金保険料を納めた方については、平成22年2月上旬に郵送予定です。

■年金受給者の方へ「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく
老齢年金や退職年金は、所得税上の雑所得として所得税がかかります。所得税の計算は、受給者の方から提出された扶養親族等申告書を基に行いますので、各種控除を受ける方は、この申告書の提出が必要です。

対象となる方には、11月上旬に社会保険庁から申告書を郵送しています。前年と変更のない方も提出が必要です。同封の説明書をご覧ください。期限までに提出してください。

☎大河原社会保険事務所
0224-5113113
市民課 022-13312

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払った場合の社会保険料控除

納めた国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は、確定申告の際、社会保険料控除の対象となります。

控除対象となる税額は、平成21年1月1日から12月31日までに納めた金額です。

●年金天引き（特別徴収）で保険料を納めている方
1月中旬以降に年金保険者から送付される、公的年金の源泉徴収票をご確認ください。

なお、年金受給者本人の社会保険料控除には適用となりません。

●納付書や口座振り替え（普通徴収）で保険料を納めている方
領収証書を申告まで大切に保管してください。口座振り替えの方には、12月下旬以降に「市税口座振替納付済通知書」を送付します。

宮城県内の事業所で働くすべての労働者（臨時やパートタイマー、アルバイトを含む）に適用される宮城県最低賃金が、10月24日から改正されています（改正前は653円）。

☎宮城労働局労働基準部貸金室
022-2299-8841

宮城県最低賃金は662円

大切な財産を守るために
公証役場をご利用ください

領収書を紛失したため、支払額が分からない方は、申告用の確認書を税務課で発行します。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の年金天引き中止申請について
国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の支払い方法を、年金天引き（特別徴収）から口座振り替えにすることで、口座名義人（世帯主や配偶者など）に社会保険料控除を適用させることができます。その場合は手続きが必要になりますので、詳細は税務課までお問い合わせください。届け出の時期により年金天引きの中止月が変わります。

※介護保険料は、年金からの天引きを中止することはできませんので、ご了承ください。

☎大河原公証役場（大河原郵便局隣）
0224-5312265

平成21年度版の子育て応援特別手当は執行停止となりました

国の経済危機対策に基づいた「子育て応援特別手当（平成21年度版）」については、10月号の広報などでお知らせし、申請の案内書類を12月中旬に送付する予定で事務を進めていました。しかしながら、国による平成21年度の補正予算見直しが行われ、10月15日に厚生労働省が本事業の執行停止を決定しました。突然の事業執行停止となりご迷惑をお掛けしますが、市民の皆さまのご理解をお願いします。

☎子ども家庭課
022-13363

水道メーターの無料交換を行います

水道メーターの有効期間は、計量法に基づき8年となっています。有効期間が満期となるお宅に、上下水道事業所で委託した業者が「上下水道事業所からのお知らせ」を持参してお伺いし、無料で交換作業を行います。なお、交換作業はメーター検針と重複しないよう、12月中旬と来年1月中旬の2回に分けて実施する予定です。皆さまのご協力をお願いします。

☎上下水道事業所
025-5522

多重債務無料相談会を開催します

借金で悩む方を対象にした無料相談会です。弁護士や司法書士、消費生活相談員などが相談に応じます。

希望により心の健康相談もあります。

●日時 12月18日（金）
9時30分～16時30分

※事前予約が必要です。

●場所 宮城県大河原合同庁舎
12月7日（月）～11日（金）
8時30分～17時15分

●予約・問い合わせ先
宮城県消費生活・文化課
022-211-2524

「第61回人権週間」にちなんで特設相談所を開設します

離婚やいじめ、高齢者差別などの「暮らしの中の悩みごと」に、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料です。

●日時 12月12日（土）10時～15時

●場所 中央公民館2階研修室

●「人権フェスティバル」開催日時 12月5日（土）
10時30分～13時30分

●場所 フォルテ（大河原町）
●内容 人権あゆみちゃんとの写真撮影やジャンケン大会など
☎生活環境課 022-13314

ペットが死んだときは魚田衛生センターをご利用ください

●受付時間 8時30分～16時30分
※土・日・祝日可（年末年始を除く）
●手数料
・7キログラム未満 1,300円
・7キログラム以上15キログラム未満 2,200円
・15キログラム以上 3,300円

●利用に当たっての注意点
収骨や立ち会い、時間指定での焼却はできませんのでご了承ください。骨は施設に隣接する供養塔に納めます。

人間の場合同様の葬儀や火葬、収骨をご希望の方は、専門の葬祭業者をご利用ください。

☎魚田衛生センター
（角田市枝野字北大坊90）
0224-6312140

製造業事業所の皆さまへ統計調査にご協力ください

平成21年工業統計調査を12月31日現在で行います。12月から来年1月にかけて調査員が各事業所にお伺いしますので、事業所の皆さまのご協力をお願いします。

調査票に記入していただいた内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

☎企画情報課 022-13324

障害をお持ちの方へ各種手当をご利用いただけますか？

①特別障害者手当
精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の20歳以上の方に支給されます。

※施設入所者や3カ月以上の入院者は除きます。

●手当月額 26,440円

②障害児福祉手当
精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の方に支給されます。

※障害年金受給者や施設入所者は除きます。

●手当月額 14,380円

※各手当てとも本人や扶養義務者の所得などの要件があります。必要書類は、福祉事務所に備えていますので、詳しくはお問い合わせください。

☎福祉事務所 022-1400

平成22年1月から死亡届時の線香の配布を廃止します

これまで、市民の方の死亡届の際に線香をお渡ししていましたが、平成22年1月から線香の配布を廃止します。皆さまのご理解をお願いします。

☎市民課 022-13312

—思いやりのある良質で信頼される医療を目指して—

公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 025-2145

常勤医師の状況

公立刈田総合病院長 高林 俊文

平成21年10月現在の常勤医師数は、右表の通り28人の体制となっています。

常勤医師が不在となっている診療科（呼吸器科・皮膚科）につきましては、東北大学などのご協力をいただきながら、非常勤の医師により対応していますが、今後も、常勤医師の招聘について、喫緊の課題として努力いたします。

また、地元医師会との連携を密にしながら、住民の皆さまの健康増進に貢献できるように努めてまいりますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

●公立刈田総合病院ホームページURL

http://www.katta-hosp.shiroishi.miyagi.jp/

区分	21年3月末現在	21年10月末現在
内科	6人	6人
消化器科	1人	1人
神経内科	1人	1人
循環器科	2人	2人
外科	6人	6人
脳神経外科	1人	1人
小児科	3人	3人
整形外科	0人	1人
産婦人科	2人	3人
眼科	1人	1人
麻酔科	0人	1人
放射線科	1人	1人
病理	0人	1人
合計	24人	28人